

那覇市公報

第 1 8 6 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 687

◇告 示◇

○令和6年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 688

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 690

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 691

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 692

◇公 告◇

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 693

○真和志支所引越物品等運搬業務委託契約に係る制限付一般競争入札の実施について（ハイサイ市民課）…………… 694

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 697

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 697

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について…………… 698

◇正

誤◇

○那覇市公報第1838号の正誤·····	702
----------------------	-----

規 則

那覇市規則第29号

令和6年5月2日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第8条関係)			別表第1(第8条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こども教育保育課 こどもえがお相談課 [略]	[略]		人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こども教育保育課 こどもえがお相談課 <u>学校教育課</u> [略]	[略]	
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

告 示

那覇市告示第 118 号

令和 6 年 5 月 20 日

掲 示 済

令和 6 年度市政功労者の表彰について

令和 6 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 知念 寛

登録番号 495 号

氏 名 ^{い さ かずこ}伊佐 和子（75 歳）

功績概要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、那覇第四民生委員児童委員協議会副会長としても、地域福祉の推進に尽力。また、那覇市立神原中学校の「こころの相談室」で約 25 年間活動したほか、那覇市交通指導員としても 30 年以上務めるなど、本市の青少年健全育成に貢献。

登録番号 496 号

氏 名 ^{おおわん きよゆき}大湾 清之（77 歳）

功績概要 琉球古典音楽の理論的研究に取り組む中で、安富祖流で伝承が途絶えた「仲節」「長ジャンナ節」等の復曲を行ったほか、後進の指導・育成に尽力。また、令和 5 年には国指定重要無形文化財「琉球古典音楽」保持者として認定されるなど、沖縄の伝統文化振興に貢献。

登録番号 497 号

氏 名 ^{が な は やすひこ}我那覇 安彦（79 歳）

功績概要 長年にわたり那覇市立識名小学校及び松城中学校の学校医を務め、学校保健活動を推進し、児童の健康管理、健康教育並びに疾病予防に尽力。さらに、那覇市医師会理事として「那覇市のこころ問題ネットワーク」の設立に寄与するなど、本市の健康福祉の増進に貢献。

登録番号 498 号

氏 名 ^{がねこ えいよ} 我如古 エイ代（75 歳）

功績概要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、小禄第二民生委員児童委員協議会副会長及び会長を歴任し、地域福祉の推進に尽力。また、長きにわたり小禄こども園等の評議員や監事を務めるとともに、那覇市地域包括支援センター小禄の相談協力員として活動するなど、本市の地域福祉の向上に貢献。

登録番号 499 号

氏 名 ^{くぼた てるこ} 久保田 照子（83 歳）

功績概要 首里城復元期成会の役員、また、現在も甦る首里城を守る会の会長として平成・令和の首里城再建に取り組むなど、本市の歴史文化継承に尽力。また、本市観光協会主催の「ミス那覇」選出の理事等を務めるとともに、沖縄県観光振興基本計画の策定に関わるなど、沖縄の観光振興に貢献。

登録番号 500 号

氏 名 ^{しゅくみね きょうこ} 祝嶺 恭子（87 歳）

功績概要 国内外に残された沖縄の伝統的な染織品の調査、研究活動を通じて、沖縄の染織技術の継承・発展で画期的な功績を残したほか、後進の指導・育成にも尽力。また、令和5年には国指定重要無形文化財「首里の織物」保持者として認定されるなど、沖縄の伝統工芸の発展に貢献。

登録番号 501 号

氏 名 ^{なかむら みつお} 中村 光雄（74 歳）

功績概要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、那覇第二民生委員児童委員協議会会長、沖縄県民生委員児童委員協議会副会長等を歴任し、地域福祉の推進に尽力。また、交通指導員支部会長や交通指導員連絡協議会会長を務めるなど、本市の交通安全の向上に貢献。

登録番号 502 号

氏 名 ^{みやざと おさむ} 宮里 修（78 歳）

功績概要 昭和 56 年から長きにわたり学校歯科医を務め、児童の歯科疾患予防や学校保健、歯科保健教育の向上に尽力。また、1 歳 6 ヶ月児歯科健診では、保護者に対し食生活指導を行うなど、母子歯科保健の向上に寄与したほか、歯科医師会では、口腔保健の普及啓発を行うなど、本市の健康福祉の増進に貢献。

登録番号 503 号

氏 名 やまざと み え こ 山里 美恵子（73 歳）

功績概要 平成 4 年から長きにわたり、本市の小学校及びこども園の学校薬剤師として、健康教育等に関する指導助言を行うなど、専門的な立場から学校保健の維持向上に尽力。また、県薬剤師会では、市民に対して薬に関する啓発活動を行うなど、本市の健康福祉の増進に貢献。

那覇市告示第 132 号
令和 6 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
医療法人 陽心会 メディカルプラザ大道中央病院	医療法人 陽心会 理事長 高良 健	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日
那覇市字大道 123 番地		

那覇市告示第 133 号

令和 6 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ふるめりあ、薬局 那覇店	ユキエンタープライズ株式会社 代表取締役 島袋 力	令和6年4月11日
那覇市古島2丁目28番地2 佐辺ビル1階102号室		
医療法人 陽心会 メディカルプラザ大道中央	医療法人 陽心会 理事長 高良 健	令和6年3月31日
那覇市字大道123番地		

那覇市告示第 134 号

令和 6 年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
長嶺 昇史	あん摩・マッサージ	令和 6 年 4 月 24 日
琉球治療院	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号グロウアイサイト新都心 201	
長嶺 昇史	はり・きゅう	令和 6 年 4 月 24 日
琉球治療院	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号グロウアイサイト新都心 201	

公 告

那覇市公告第 140 号

令和 6 年 5 月 20 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・1 号 国道 330 号

3・3・3 号 真地久茂地線

縦 覧 場 所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市公告第 192 号

令和 6 年 6 月 3 日

真和志支所引越物品等運搬業務委託契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条（平成 26 年那覇市規則第 59 号）の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長 知念 覚

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 真和志支所引越物品等運搬業務委託
- (2) 業務内容 真和志支所の物品等の運搬作業
※物品等詳細は別紙仕様書他のとおり
- (3) 搬入場所 那覇市保健所 3 階
※別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和 6 年 9 月 27 日（金）
- (5) 最低制限価格 設定しない
- (6) 本委託は紙による入札を行う
- (7) 本委託は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である

2 入札に参加する者に必要な資格

公告日から落札者決定までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (7) 那覇市内に本店、支店、又は営業所がある法人であること。
- (8) 直近5年間に国又は地方公共団体その他民間企業と、本業務と同等（概ね400 m²以上の事業所等の物品等運搬（引越し）業務）の業務契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

3 契約条項を示す場所

那覇市市民文化部 ハイサイ市民課真和志支所

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時：令和6年6月11日（火）10時

(2) 場 所：真和志支所2階

※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

※駐車場には限りがありますのでモノレール等の公共交通機関をご利用ください。

※参加者は、1事業者につき2名までとします。

5 本案件に関する質問・回答

(1) 提出期限：令和6年6月17日（月）17時まで

(2) 提出方法：質問書（第2号様式）によりFAX、もしくはメールで提出すること。

電話にて到達確認をすること。（質問がなければ提出不要）

(3) 提出先：真和志支所 担当 平良・喜瀬

E-Mail:56618yuuk@city.naha.lg.jp

TEL 098-832-8231

FAX 098-834-0611

(4) 回答日：令和6年6月20日（木） 説明会参加者全員にメールにて回答する。

6 入札参加資格の確認申請書の提出

本入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。（郵送・FAX等による提出は不可）

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期限：令和6年6月26日（水）17時（平日9時～17時 ※12時～13時を除く）

(2) 提出先：真和志支所 平良

7 入札の日時及び場所

(1) 日 時：令和6年7月2日（火）10時

(2) 場 所：真和志支所 2階

※郵送による入札は認めません。

8 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条の規定により免除することができる。
(保険証券、契約書の写し等の提出が必要になる)
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条の規定により免除する。
- (3) 前金払い：適用しない
- (4) 部分払い：適用しない

9 入札の無効に関する事項

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 再度の入札

予定価格の範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。

11 資格確認資料の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

- (1) 落札候補者の資格確認
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）から順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- (2) 資格確認資料提出の連絡：開札後、対象業者あてに連絡する。
- (3) 提出期限：開札後、対象業者あてに連絡する。
- (4) 提出先：真和志支所 平良
※持参により提出。郵送・FAX等による提出は不可
- (5) 確認結果：令和6年7月9日（火）（予定）

12 その他

- (1) 入札参加者は、契約書(案)及び仕様書、入札説明書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書(案)及び入札説明書、様式等は入札説明会にて配付する。

＜お問い合わせ＞

那覇市役所市民文化部

ハイサイ市民課真和志支所：平良・喜瀬

〒902-0064 那覇市寄宮2-32-1

TEL:098-832-8231

FAX:098-834-0611

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第5号

令和6年5月8日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第570号
指定工事店名	照屋設備
営業所所在地	糸満市字糸洲52番地
代表者氏名	照屋 翼
有効期間	自 令和6年5月1日 至 令和11年3月31日

那覇市上下水道局告示第6号

令和6年5月8日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第571号
指定工事店名	SunHomes株式会社
営業所所在地	南城市大里字仲間1019番地
代表者氏名	赤嶺 祥悟
有効期間	自 令和6年5月7日 至 令和11年3月31日

那覇市上下水道局告示第7号
令和6年5月15日
掲 示 済

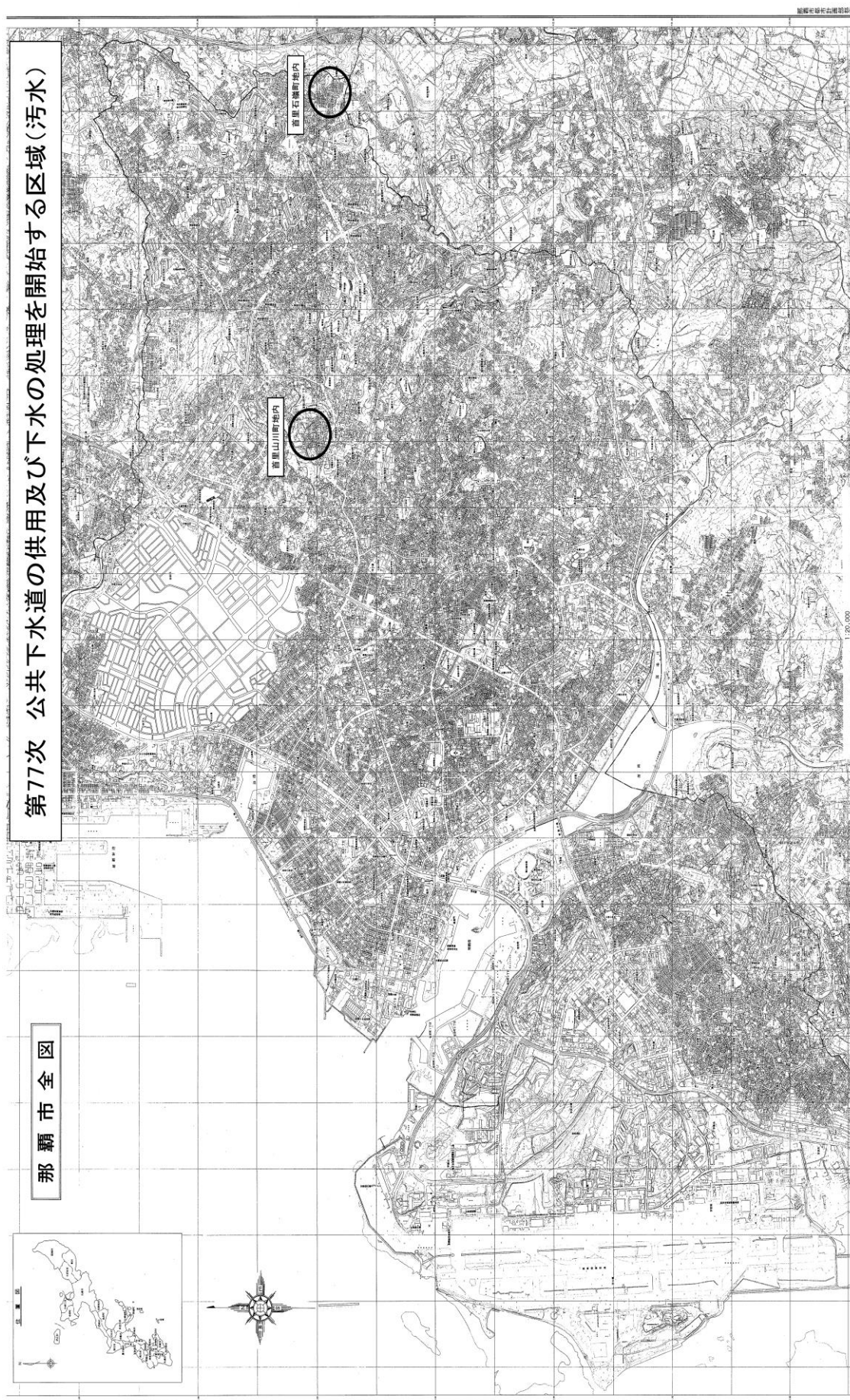
公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定に基づき第77次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

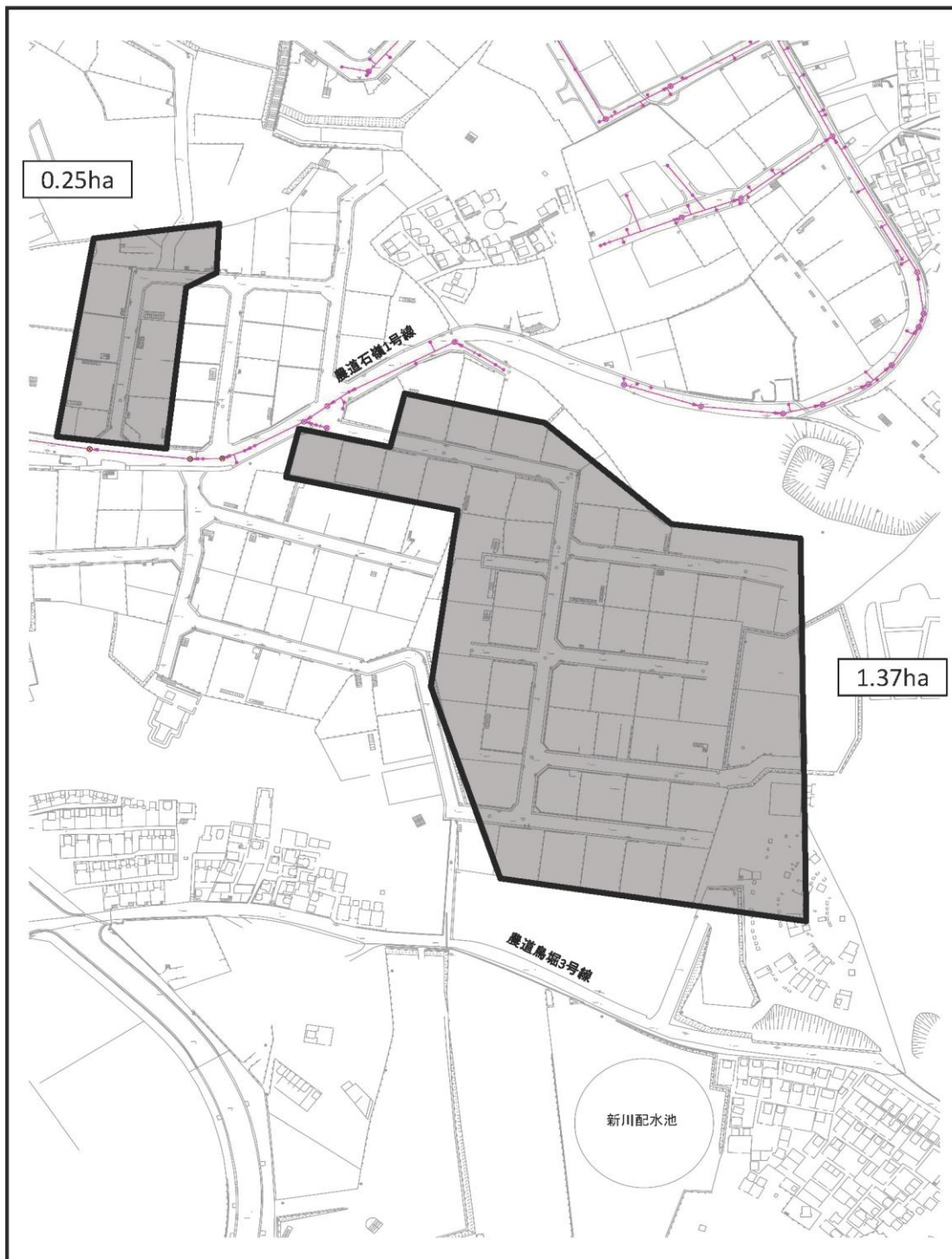
その関係図面は令和6年5月15日から15日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

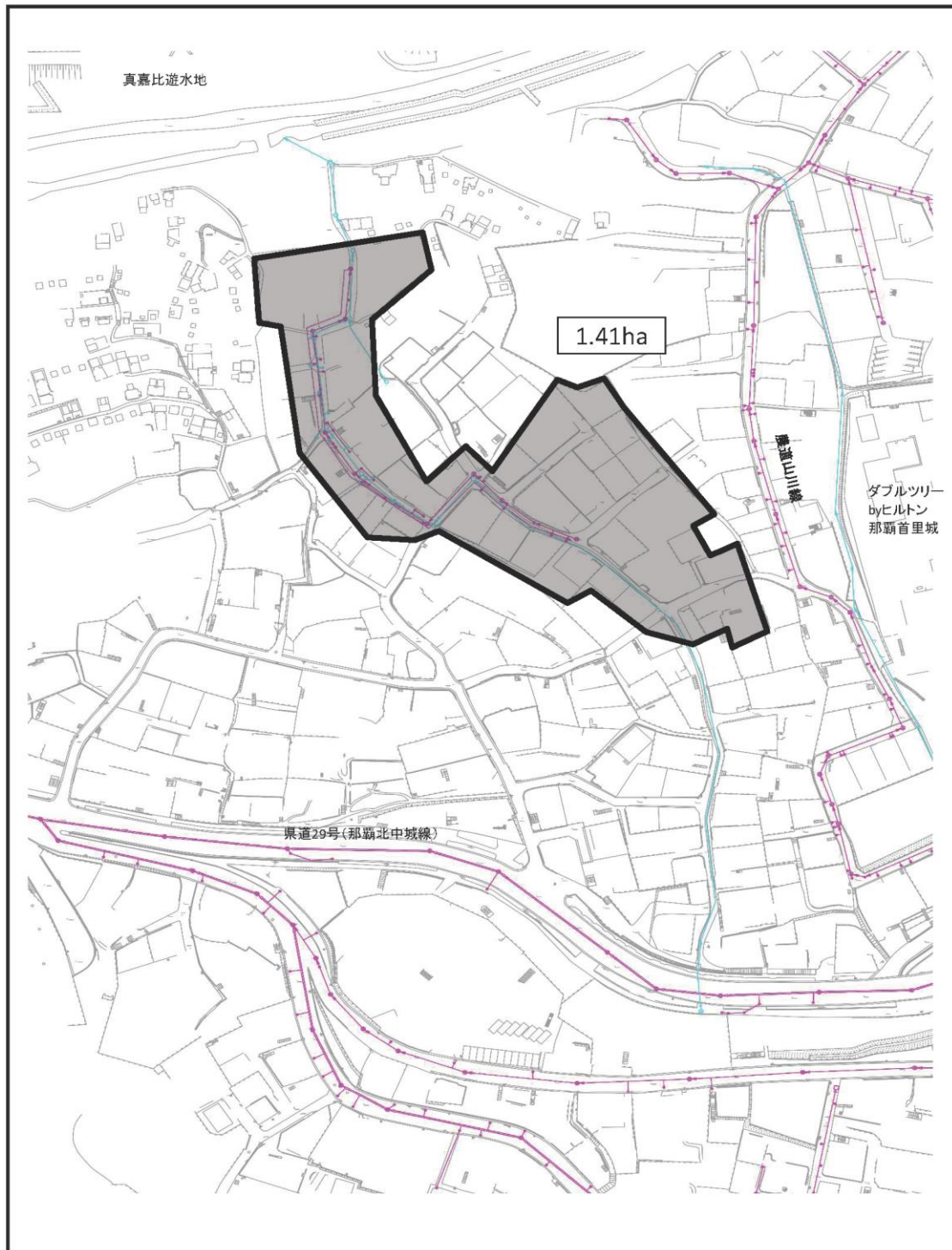
- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和6年5月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
首里石嶺町地内の一部及び首里山川町地内の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置（污水）
前項に示す区域（別紙図示）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西3丁目10番1号 那覇浄化センター



第77次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
首里石嶺町地内



第77次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里山川町地内



正	誤
---	---

那覇市公報第1838号の正誤

2023(令和5)年6月15日付け那覇市公報第1838号の目次及び文書記号について、次のとおり訂正する。

ページ 755

訂正箇所 上から11行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
◇監査委員公表◇	◇監査委員告示◇

ページ 779

訂正箇所 上から1、2行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
監査委員公表 那監公表第2号	監査委員告示 那覇市監査委員告示第2号